

松下昇 概念集・1

1989・1

目次

ページ

概念(序文の位相で)

バリケード

法廷

監獄

フィクション

反日

非存在

仮装

宙吊り

全共闘運動

大学闘争

パタン・ランゲージ

ストライキ

文学

科学

不可能性

委託

Let it be

単位

n事闘争

オーパーツ

落書き

天然

3 7	3 6	3 5	3 4	3 2	3 0	2 9	2 8	2 7	2 6	2 5	2 4	2 3	2 2	2 1	2 0	1 8	1 6	1 4	1 2	9	6	3	1
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---	---	---	---

概念論（序文の位相で）

一般的な辞書などでは、概念について、同種の多くの事物に共通する本質を、経験ないし思考を媒介して言葉によって抽出したもの、というように説明している。

この概念算を作成する契機をふりかえってみると、同時代建築研究会（東京）の企画である「ワード・マップ 現代建築」に、ある必然から関わることになりヘパリケード▽、ヘ法廷▽、ヘ監獄▽という三項目の統一的な不可避性を提起しつつ執筆を担当する作業の中で、建築概念に対しても外者として（あるいは、門外者であるからこそ）内在的批評をなしうる手応えを獲得しえたが、同時に、常に物質性との拮抗において概念をとらえようとする人々に比して、私の二十年の試みの抽象性・偏差を深く自覚した。

前記の企画との同時代性を帶びて、批評集（さらに、表現集や発言集のヘ▽版や、それぞれの続篇）の刊行や討論集会の企画が、二十年の対象化作業の基軸として進行していくことと相乘され、前記の執筆体験は、これまで私が具体的な切迫との関連において發言したものの記録、マスプリして配布した文書、刊行してきた通信などを、他者性の總体から把握しなおす視点を与えてくれたのである。

一つの仮定をしてみよう。これまでのヘ松下 昇▽の全表現を大学闘争（全く良くない言葉であり、表記や理解の仕方を変換しなければならないが、過渡的に用いる）に関する事典として、あるいは概念の索引として読むことは可能か。それは、まず不可能であろうし、説明的な位置の対極で表現してきたのだから当然かも知れない。ただしヘ松下 昇▽の全表現の中に、大学闘争というよりはヘ▽闘争過程ないし、それを不可避とする情況に現れた基本的な概念が全て含まれていると仮定してもよいのではないか。いや、あえて仮定すべきではないか。なぜなら私たちのくぐってきたヘ▽闘争過程と、はるかな異時・空間に生起しうるヘ▽闘争過程に共通する本質を、経験ないし思考を媒介して言葉によって抽出することは可能であり、必要でもあることを、前記の二つの企画に私を参加させてきた経過の根底に潜む力が示していると確信したからである。

このような確信に支えられて、ヘ▽闘争過程を思い描く時に訪れる概念の言葉化を、まずヘフィクション▽の項目から開始してみた。建築に関連する前記の三つの概念の物質性・具体性から最も遠い（それゆえ最も近いかも知れない）概念として。その後いくつかの項目を作成しつつ、あらためて痛感したのは、たんに概念の解説ではなく、ある概念の生成してくる根拠や回路を共有する度合で了解しうる言葉で表現しなければならないし、しかも、はるかな異時・空間にいる、全く予備知識のないヘ私▽が了解しうる言葉で表現しなければならないという困難である。しかし、順不同のまま、あふれかえり津動する概念の集合を少しずつ文字に変換していく作業は、ヘ69▽年前夜のエロス領域の感覺と、どこかで共通していることも記しておきたい。（英語でconceptが「概念」の他に「受胎」を意味することの意味）

ところで、概念とは、こちらが把握したい時に把握できるのではなく、ある瞬間、否応なしに、こちらを把握してくる本質をもつのではないだろうか。ドイツ語では、概念に相当する言葉は *Begriff* であるが、これは、*begriffen* (つかむ) から派生しておらず、ある示唆を導いてくれる。ハイネも「私は自由の奴隸である」というロベスピエールの告白を引用しながら、「理想が我々をつかむ」時の抗らいがたい力について語っていた。(表現集152ページ参照)

前記の「理想」は、「概念」とは異なる概念であるが、双方を共通に動かす力学を感じられる。この力学をこそ追求しつつ、この概念集の作業をおこなっていただきたい。

従って、「概念」という概念をへん化して応用する場合、概念や想念や情念というような心的なレベルの動きと、それとは無関係に動くようみえる他者總体の存在様式を同時にとらえていかなければならないだろう。

それと共に、概念集の作業に際して、今は微かな予感としてしかいえないが、

△一概念集の項目を、これまでのへん間過程の表現を全て再検討しつつ抽出するだけ

でなく、全表現の偏差を対象化しうるものを見出し、未出現の項目へ応用する。

△既出現・未出現の項目は、名詞とは限らず、全品詞にわたり、さらに文体へ構成ジヤンル、この概念集に交差する現在・未来の幻想性總体を対象とする。

△ある項目を、まず提示して記述し始めるだけでなく、なにものかに促されて記述していく時に向こうから現れてくる像や音や人に気をつけ、それを作業の基軸とする。というような項目に力点を置くことになるのは必然である。

バリケード

この概念についての平均的な解説の多くは、道路や自らのたでこもる場所を攻撃から遮断するために、手近にある材料を用いて構築した障害物というような記述をしている。

語源（註一）からいうと、歴史的にはフランス語の大樽^{barrique}からきており、一五八八年五月にパリ市民が軍隊による制圧に対して、土を満たした大樽で道路を遮断したことから発する。ころがして運びやすい大樽にワイン等の飲料の代わりに土を入れるという発想は創意にあふれており、物体の用途の変換、生活にかかる物質の武器への応用という意味で、現代にも示唆を与えている。

バリケードが、ひんぱんに構築されるようになったのは、一八三〇年の七月革命から一八四八年の二月革命に至る時期、および一八七一年のパリ・コンミューンの時期であり、それぞれ市街戦を伴う反乱に大いに役立った。しかし、フランスの第二帝政下のバリ都市改造により、バリケード戦に有利な、狭く入り組んだ道路は除去され、この戦法は困難になっていく。これは、一九六〇年の安保闘争時における国会周辺の道路舗石が砕かれて投石用の武器として威力をもつたことに気付いた支配者が、直後から道路をアスファルトで固めたのと共通の政治力学であろう。（註二）

バリケードがパリにおいて困難になつたとはいえ、前述のパリの伝統ある方法は、二十世紀に入つてからのロシア革命に、またヨーロッパ各地、とくにドイツ革命の市街戦に多く用いられた。材料も、語源の大樽を遠く離れて、家具、街路樹、馬車、時には爆破されて動けなくなつた敵の戦車などが用いられている。

これらの闘争に用いられるバリケードは、闘争 자체が国家規模の、さらには国家群相互の衝突過程における最新の武器を用いる殺し合いへの拡大の方向をたどるのに反比例して、具体的な用い方としては目立たなくなつたまま、第二次大戦後の二十年をすぎると、一九六〇年代の後半、世界的に吹き荒れてくる大学闘争の中で復活していく。いや、復活するというよりは、非暴力の、自らの生活基盤や身体性の根底からの再検討をめざす表現過程において、無意識的に歴史上の蓄積が生かされたというべきであろう。

日本の大学闘争におけるバリケードは、道路に構築されることもあるにはあつたが、むしろ力点は、大学の建物、とりわけ時計台のような大学権力の象徴となる場所であった。用いられる材料は、多くの大学においては教室にある机や椅子、研究室や事務室にあるロッカーを主体としたが、右翼、民青や機動隊からの解除攻撃を受ける度に、材料や構築方法が技術的にも思想的にも高度化していった。もちろん、技術的な高度化といつても、建築学の水準からは原始的・原初的なものであろうが、針金・釘・接

着剤・斜めにズラせた配置等により、除去しにくくする工夫や、二十四時間をすごす各々の部屋に行きつゝまでに、はしごを用いたり、はいこむ姿勢をとるように回路をつくる試みなどには、遊び＝生活＝闘争の統一性がかいまられ、建築の原点を示唆するといえよう。さらに、これらの技術面の深化は、思想的な深化とも対応しており、多くのバリケードの中に自主講座や反大学の企画が生まれ、バリケードの意味を共有する学外者にも開放されていた。従つて、バリケードは、たてこもる、という閉鎖性のみならず、流動性や開放性をも持つていたのである。

最終的には、治安維持の暴力装置である機動隊により、激しい攻防の後に、物理的なバリケードは解除されていくが、バリケード構築過程で獲得した思想性は、その後の監獄や法廷や各々の生活の拡がりの場においても生き続けている。自主講座等のおこなわれていた空間は、バリケード解除後の正常化＝授業再開以降も、不可視のバリケードとして、秩序と敵対しつつ、闘争のテーマを深化させてきた。バリケード解除後の時期に、大学当局が、物理的な効果ではなく思想的な効果において、処分を企図してきた事例を特記しておきたい。神戸大学は、一九七〇年十月に、同大学講師であつた松下昇を十二項目の理由で懲戒免職したと発表するが、その中に含まれるもので、とりわけ

*₁ バリケード解除の際の不退去（註一研究室から六甲山系を眺めつつ原稿を書いていただけ。）

*₂ 長期間にわたる教室の不法占拠と使用妨害（註一バリケードが解除される六ヶ月前から、また解除後も持続的に自主講座や生活の場であった。）

*₃ 机・椅子によるバリケード構築（註一正常化が機動隊常駐下で進行する段階で、壇のない大学構内の正門に、象徴的につくられた。）

*₄ 教室の黒板に白ペンキで六対の△を表現（註一バリケード解除直後に広場に出現した巨大な白ペンキによる△表現の連続でもある。）

という各項は、何らかの意味でバリケードと関連しており、その思想性を裁くものであつた。闘争参加者のうち六ヶ月間のバリケードを構築する行為で処分された者はいなかつたから、大学当局は、具体性よりも思想性を怖れ、ダメージをうけていたといえよう。（註三）また、*₁～*₄のうち*₄のみが大学当局の告訴により刑事事件となり、処分を含めて現在まだ裁判過程にある。（教室の壁や床や天井への表現が渦巻く中で、黒板への表現だけが起訴されたことは、空間内の動線以上に視線／幻想線を持つ重要な意味を示している。）さらに重要なことは、大学や国家が、このようなヘバリケードの思想性を裁こうとする動き自体がヘバリケードの意味を深化させ、とらえかえす媒介にもなっていることである。

たしかに、歴史上の、いくつかの段階の華やかなバリケードと同じものを構築する

ことは、現在、きわめて困難にみえる。しかし、それは体制的・機構的な矛盾が減少したからではなく、一層つよまり、私たちの内的な幻想性の構造を含めて体制化・機構化しているからである。従つて、かつてのバリケードと同じものを、そのままモルとして再現するのではなく、むしろ、前述の大学Ⅱ国家によるヘバリケードの思想性への裁きを、さらに逆用して、至るところにヘバリケードを構築していくべきではないか。建築を含む現代技術の水準をも全てとりこみ、逆用しつつ。

註一一 バリヤー barrier をイメージとしてのへ語源としてみる視点も捨てがたいし、ある未来的な本質を帯びていると思われる。

註二一 一九六九年秋の国際反戦デー以降の新宿西口改造計画や東大安田講堂前の広場の公園化も同じ。

註三一 具体性より思想性の重視という場合、闘争やテーマ追求の持続性や他領域への応用を意味している。

法廷

法廷という概念についての大多数の人々が思い浮かべるイメージは、何かセンセーショナルな事件が審理される場所であり、よほど関心がない限り、法廷の中に傍聬人としてさえ入ることはない、という関係の遠さであろう。また、新聞記事やTVのニュース等で、特別の許可を得て撮影（なぜか、審理開始前の一瞬のみで、審理の過程の撮影は許可されない。取材記者以外のメモも）されたものを見る場合も、法廷入口の少し内側から、正面に敵かに座っている裁判官らを仰ぎ見ることを強いられる角度のものがほとんどである。このような角度は裁判官が法廷を考える視点と補完関係にあるようと思われる。東大法学部教授から最高裁判所裁判官になつた團藤重光は、世界大百科事典（平凡社）の「法廷」の項目を執筆しているが、その書き出しは、「民事訴訟における口頭弁論期日や刑事訴訟における公判期日の手続きなどが行われる場所」で、そのあと四〇行あまりの記述のうち三〇行以上を、公衆（何だか、次に「便所」）を連想してしまうが、これは裁判所の用語らしく、裁判所内の待合室も「公衆控室」とよばれる。）は傍聴はできるが、法廷では秩序が維持されなければならないから、裁判官の命令や規則に従わないと、退庭させられたり、身柄を拘束されることがある、という警告にあてている。法廷の構造とか意味についての記述は全くない。マ

スコミが流してくれるイメージで十分ということであろうか。

このような補完構造からはみ出してしまって、いや無意識に排除されてしまうイメージを連記してみよう。

法廷のイメージは、法廷内のさまざまの場所に身体を移動させてみないと、必ず總体のイメージに影響する欠損が生じる。傍聴人として柵のこちらで座っている時、当事者席に座っている時、証言台に立っている時、拘置所から専用通路を通つて手錠のまま入つてくる時などで、これが同じ法廷かと驚くほど異なる印象がある。もちろん裁判官席に座るか、近くに立つような場合は、聖なる？場所から全空間を見下す感じになる。つまり、法廷という場所では、ある空間に身体をおく仕方と権力との関係が、極めて明確に対応しているのである。

私たちは、いくつかの法廷見取図を入手しているが（註一）、それ以前の法廷と比べて傍聴席の法廷平面における比率が減少していること、また、裁判官のいる法壇が高くなってきてることを念頭において見ていただきたい。この変化は、裁判の形式的スピード化や警備の強化にも対応してくる。旧庁舎の時代には、法廷に窓があり、外の木に止まっている小鳥のさえずりを聞いたり、流れしていく雲を見ながら尋問に答えたり、その様子を傍聴していることも可能であったが、七十年代から八十年代にかけて全国の裁判所の新・改築の波が通りすぎる過程で、基本的に全ての法廷は窓を持

たず、壁の中に閉じこめられる構造に変化している。

視線を遮断するという点では、東京高・地裁の廊下にある窓の外側の全てに、皇居方向が見えないような目隠しの取りつけられていることを特記しておきたい。また、廊下以外の部屋の窓については、外の景色、とくに皇居方向が十分に見えるように設計されているのは、豪華な裁判官室のみである。この傾向は、最高裁判所において頂点に達する。こういう空間性の中にある裁判官によつて、先述の特性を強化している法廷で審理がなされているのだ、ということは、とりわけ空間把握の視点を媒介して十分に留意しておくべきであろう。

法廷の構造という点で、大いに示唆を与えるものの一つは、神戸地裁の第二十一号法廷である。この法廷は、回廊状の建物全体を身体とみなした場合の左手のひじから先の部分に相当しており、その法廷だけで独立している印象を与える。左右の当事者席の背後には、それぞれ窓と、そして、これが重要なのが、それぞれ相対して十二人分の座席がある。六人ずつ階段状に並び、総計二十四人が座ることができ、上側の座席は、裁判官席の高さに匹敵している。筆者は、法廷の見取図入手するために、何度も裁判所と交渉したが、神戸大学闘争にかかる、いくつもの事件の審理における被告人であつたり、法廷で秩序破壊行為をしたという印象があるためか、入手できていない。（註二）

これは、一九四三年に停止されるまで十数年にわたつて実施されていた陪審制度に対応してつくられた法廷なのである。法廷そのものは、その後も重要な事件の審理の場として使用されてきた。不可視の陪審員にみつめられつつ。傍聴席も広く、法廷全体の二分の一を占め、座りきれない場合のために補助いすが付けてあり、また後で「立見」することも最近まで默認されてきた。この第二十一号法廷も、取りこわされつゝあり、裁判所全体が新庁舎に移転する時期が迫つてゐる。

もちろん、私たちは、空間としての第二十一号法廷を残せとか、復活させよ、と要求するのではなく、このような空間の変化に明確に示されている情況的な意味を十分に把握し、対処する必要性を強調したいのであるが。

また別の方向から述べれば、例えば公務員の処分に関する公平審理制度（人事院や各地方自治体の人事委員会による）における審理は、任意の民間の会議室等をかりて行われるのが通常であり、同じ処分に関連する問題が、民事や刑事の法廷のみならず、全く別の場所でも公的に審理されうる、という点が重要である。裁判官に相当する審査委員（ふつう三名）も、高い壇上にではなく、当事者や傍聴人と同じフロアに座り、警備員の姿もない。これが本来の、秩序的に見た場合にも了解しうる審理の空間的イメージではないだろうか。（註三）このようなイメージのへ法廷へ逆行していく現在の裁判制度や運営の仕方は、必ず、その逆行性自体によつて裁かれていくであ

ろう。そのときのイメージは、一九六〇年代終りの各大学でみられた大衆団交のイメージに限りなく接近していくにちがいない。

註一——松下昇についての批評集^α篇には、現場検証資料として法廷見取図をいくつか掲載しているので参照されたい。

註二——一九八八年三月二八日には非合法Vに撮影した写真は回覧可能。

註三——最終的には、円卓をかこみ、全参加者（人間だけでなく、全生命体）が対等の決定権を持つ方向が望ましい。

すでにミシェル・フーコーも述べているように、管理社会の高度化は、最小限の強制から大規模な刑法上の拘禁にいたる監禁連続体をもたらしている。その内容は、労働や生活の監視、管理、体制的かつ画一的な教育等によって特色づけられ、これは社会全体の監獄化を意味するが、それ故にこそ監獄についての明確な判断と批判が重要であろう。その際、日本においては新しい支配システムや設備が、古いものと併用され、抑圧を高めていることに注目しなければならない。その例をいくつか次に示しておく。

東京拘置所では、蒲原重雄が大正末から昭和はじめに設計した、X字形ないし放射線状と形容しうる旧舎（北舎、南舎に分かれる）と、その後全国の各拘禁施設で採用されたこの字形の重層する新舎が併用されている。（註一）旧舎は、建築の形態としては、各棟の配置が監視台からの管理に適しており、ヨーロッパの行刑施設の伝統の影響を感じさせる。設計が管理者に便利であることは、当然、拘禁されている者には心理的という以上の構造的抑圧として機能するが、それと共に指摘したいのは、この設計は日照の確保において、かなり不利な点である。しかも、一つの棟の南側のみ房があるならば、斜めからあれ、ある程度の日照は確保できるが、実は、真中の通路の両側に房が配置されているために、太陽に遠い側の房での日照時間は極めて乏しい。これは、週に四日、三十分づつの運動（雨天ないし出廷日など管理者が勝手に理由づけをすれば中止）しかできない被拘禁者にとっては健康上も大問題である。筆者の経験では、収容時にはまず旧舎にいれ、その後、態度が良好？であれば新舎に移すが、何か拘置所当局に気に入らないことがあると、旧舎にもどされたり、もどすというどうかつを受けたりした。この新・旧の併用による抑圧について、旧舎の建築上の見事さを評価する人々は、どう考えるだろうか。

たしかに、鳩の形をした塔や、食品倉庫は、それ自体として客観的に、つまり拘禁されていない状態で見れば、ある意味ですぐれているのかも知れない。（註二）しかし、被拘禁者は、それを見ることができるように場所へ連行されるとはますないし、かりに偶然、そのような位置をかすめるとしても、数瞬でも注視した途端に看守の叱責の声が迫つてくるはずである。監獄に限らず、建築の評価の前提として原則的に必要なことは、だれもが、その建築のどの部分へも自由に行き来できる条件をつくることであり、最終的には、使用方法や破壊方法について対等の決定権をもつことである。ところで、新舎の様式は、ほとんど全国の大規模な拘禁施設にとり入れられている。だが設計しても、この様式を指示なしし強制されるのであろう。しかし、日照の点などでは新舎は旧舎より良くなつたとはいえるが、旧舎の机（流し台の上に板をかぶ

せる形）と椅子（便器の上に蓋をして座る形）の設計が、畳の上の座り机に変化したので、本やノートが水にぬれることなどは減少したとはいうものの、足や脊椎を痛めやすい。しかも、設備が新しくなることは、特に日本の監獄では、管理や懲罰の圧力もきびしくなることを意味しており、新舎にある保護房と呼ばれる懲罰用の房が、より密室性と非人間性を加速させていることに、それは象徴されている。また、新築後の警視庁の新しい留置場（代用監獄一註三）は、旧舎風の放射線状の房の配置と、新舎風の保護房の構造（外のみえる窓をなくし、壁や床をマット状にし、監視台方向は全面を鉄格子とする。）を同時に採用していることに注目したい。日本の支配者は自らの役に立つことは何でも新しく採用するのだ。代用監獄と正式の？監獄の併用による抑圧の高度化という方法的伝統に立ちつつ。

新しい様式の拘禁施設のそれぞれの設計において、微妙な、しかし決定的な差異もあることを指摘しよう。筆者の体験から、同じ新しい様式によって設計された東京拘置所と大阪拘置所を比較すると、前者より数年おくれて設計された後者では、房の窓の外の目隠しのビニール板は取り払われ、廊下に面した窓口は低くなっているので、看守と話をしたり、食器を出し入れする時に、すわったまま行なうことができる。ただし、ラジオのスイッチは前者と異なり室外につけてあるため、うるさくても自分で消せず、報知器（といつても、赤い印をつけた板が力チャーンと手動で下りる原始的な

なものであるが）を押して、看守が気付いて面倒くさそうにスイッチを押しにくるのを辛抱づよく待つていなければならぬ。また、一度消してもらうと、次の番組を引きたいと思っても、あらためて看守をよぶのに、かなり勇気がいる。

ところで、被拘禁者は、生理的身体としての自己を苛酷に意識することを権力から強制される存在であるが、今もかなり残っている警察署の旧式留置場では、水洗トイレがあるものの、水を流すボタンは、監視台にのみあり、拘禁されている者は、用便する度に、大声で水を流してほしい、と自分の房の番号と共に「お願ひ」しなければならない所が多い。一九八六年三月に筆者が入っていた「大阪の警視庁」を自称する天満署にも、依然として、この旧式トイレが残っており、しかも、男子房と女子房は隣り合わせであるから、女性の生理的・心理的苦痛は、より大きいと推測できた。

過渡的に、しかし緊急に提起したいのは、建築にたずさわる人々に、前述の諸矛盾に対して具体的になにをなしうるか、なしえない理由は何かを考え抜いてほしいことである。もとより、これは一分野への問い合わせでなく、あらゆる人、あらゆる分野への問い合わせでも提起するのであるが。

最後に、日本の監獄の実態の国際的水準について述べると、現在の日本では、明治四一年（一九〇八年）に制定された前近代的な監獄法により運営されている。政府は、法律化、近代化、国際化という三つのスローガンにより拘禁二法（留置施設法案・刑

事施設法案）を実現しようとしている。しかし、その法案の内実は、国際化という点では、歐米の解放監獄（房に鍵がなく、異性との二人切りの面会もでき、さらには自宅からの通勤服役という形態さえある。）への傾向からはるかに離れ、むしろ近代化、法律化と称しつつも、服従の度合によって、利益を与えたり、処罰を加えたりする振幅を大きくすることによって管理を強化し、獄中者の差別分断をはかる方向をもつてゐる。監獄のあり方にもつともよく象徴される、この日本の特性の根にあるものをこそ、さまざまの方法で解体していかなければならない。

註一——増淵利行「東京拘置所」（一九八四年）の添付図参照。できれば、時の櫻通信第へ十二▽、へ十三▽号の「表現としての被拘束空間」も。

註二——坂口安吾「日本文化私観」（一九四二年）、長谷川堯「神殿か獄舎か」（一九七二年）他参照。

註三——正式の監獄より、さらに劣悪な条件下の留置場を無期限に代用することを認める、国際的にも異例な制度。この制度の存続は、天皇制の存続と必ず関連しているであろう。

フ ィ ク シ ョ ン

概念自体の意味は、仮構されたストーリー、現実にはないことを前提とする構成というように一般的に理解されているとして、本当にそれでよいのだろうか。

ある主体が、直面し、巻きこまれ、その中でもがいでいる事態を何とかして切り抜けようとして対処する仕方のうち、言語によって自らの考えを展開する仕方のみをとり上げると、その中にも、さまざまなジャンルや手段がある。最も一般的には、批評的散文の公開があるだろう。（註1）ところが、テーマをただちに公開しえないか、核心的部分が各当事者の闇の中に沈んでいて、批評的散文を公開することが対権力的にも困難であったり、各当事者に突きつけても応答が返つてこないような場合にはどうすればよいか。

この時、はじめて、権力や存在の暗部を一たんとびこえて、自らを抑圧へ否定的ヴィジョンとしてのみならず、へ魅惑へというようなヴィジョンと変換してもよいし、必要である。）して止まない事態の総体と対等な何かを、言語によって、ある対象的なへ情況へとして出現させる作業の契機が生じるであろう。この時の作業の射程および表現水位の呼吸をへフィクションへの原基であるとのべておこう。（註2）重要なことは、このような作業が言語的に仮装する形態が、例えへ小説へとよばれるとして、逆に、へ小説へよつてフィクションの原基が、つねに展開条件をもつとはいえないことである。

むしろ、前述の切迫にうながされて、何かの言語的手段で事態に対処する主体の表現過程を含めて考へると、自覺的かつ不可避的に強いられる方法が、例えへ小説へであるよ

うにみえる表現史的かつ自己史的根拠こそが私たちの考察の対象になるべきであろう。かりに、任意の時代と主体の切迫を想定した場合、多岐にわたる言語の構成形態がへジャンルへ帶に横断的な分布をするだろうが、そのいずれにおいてもへフィクションへの原基が息づいている点にこそ注目したい。へジャンルへとしての系統的歴史の中で、その作品が、どのような位置をもつかは、交差しつつも別の座標系で測定されねばならない。吉本隆明氏の詩と劇的仮機線についての仮説は大きい示唆を与える。

さらには、具体的な抑圧とか対処というヴィジョンからは離れるとしても、自然科学上の仮説や社会科学上の主張も広い意味のへフィクションへとして統一的な視点（註3）で再把握していくこと、また、そのように把握する主体自身のへフィクションへ性についても追求していくことが不可避的な課題になるであろう。fiction論とfunction（函数）論の関連においても。

この項目をかく契機になつたのは、へ甲山へ事件と格闘してきた高尾和宣氏の作品「石の枕」を、その作成へ開示過程をふくめてへ読了へする過程で生じてくる手ごたえである。また、筒井康隆氏がへ超虚構へという概念を提出する背後には、意識しているかどうかは別として、公認されたジャンルとしてのSF（科学的フィクション）への自足を越えて、SFを必要とする現代の情況へ切り込んでいくためには、自らの発想や存在様式を一たんは全てへSFへあるとみなす解体をくぐりつつ表現すべき必然があるのではないか、という直感からである。もちろん、へ時の楔通信へ発行の仮装的宙吊りへ委託以降の私たちのへへ性が最大の契機である。

註 1 言語を用いる作品や散文批評以外の表現ジャンルにおけるフィクション性についての考察も必要であるが、ここでは、表現主体の意識の運動過程のさまざまな様式を、過渡的に言語に投影しうるものと仮定し、投影位相における考察で代表させることにする。この仮定の背反領域（言語とくに書き言葉や、文明的水準の概念をもたない存在、死者の表現等）の追求も対等に必要であり、今後、展開予定。

註 2 現実過程の「不」可能性の向こうへの「跳躍」は、喻ないし奇跡の構造としても把握しうるが、その場合、現実過程と言語的状況の比重の一瞬の逆転関係を創出しうるかどうかがキー・ポイントになるであろう。

註 3 ▲ ▼も一種のフィクションである、という場合の▲▼の中に何を包括しうるか、その範囲と運動性を、全ての使用例を媒介して総体的に把握するとき、私たちの文明のある偏差と突破方向が、かすかに観えてくるのではないか。

反日

自己が依拠してきた発想や存在の様式を変換する契機を、日本の戦後過程における社会構造の責任との関連において、極限的に追求する方向に見えてくるヴィジョン。

日本国家に抑圧・侵略されてきている人々の反日の感情には十分な歴史的・現実的な根拠があり、私たちが、この根拠を全く不十分にしか止揚しないまままでいる事實をふまえつつ、いま問題にしたいのは、前記の反日の感情がとどきえない領域の反日である。

別の例から同じ問題に入ってみよう。70年代に日本赤軍がアラブに根拠地をもち、いくつかの大きな成果を上げた時に、なぜ、イスラエルに根拠地をもち、同じような闘争を展開するのが困難であるのか・・・また、イスラエルに生まれ、育った人が同じような闘争への意志をもつまでの困難が最大ではないのか、と考えるのが、この問題への、もう一つの重要な入口である。さらに別の入口は後でいくつか示唆する。

ところで、70年代に出現した東アジア反日武装戦線が提起したのは、前記の問題の具体化・身体化である。そして、日本赤軍も、東アジア反日武装戦線も、60年代末の大学闘争以降のさまざまな横暴過程が生み出した形態の中の二つの極限であるといえる。したがって、この二つ、とりわけ国内における闘争によって、より概念の密度を高めている後者における反日性を把握するためには、60年代末の大学闘争以降のさまざまな横暴過程の総体を視野におくことが不可欠であろう。この作業は殆ど開始されていない。（註一）

大学闘争とよばれる激動の本質は、闘争のみならず、変革しようとする主体の変革を同時に展開することを不可避とする世界史的情況にあり、この情況係数を前提として見る者の眼には、人間や社会が存続する条件よりも、存続のために他を犠牲にしてきた条件の追求に比重をおかねばならないのは自明であった。

この自明さは、反日の概念を把握するための原点であるが、同時に、反日の概念とは無関係にみえる多くの概念（例えば甲山へ一註二）を把握するための原点であることも強調しておく。反日の具体的展開には大きい振幅があり、対立する場合も少なくない。天皇制を含む日本の存在様式の解体を共通の前提としていても、その根拠や射程が、前記の原点の把握の度合に対応して異なる（特に、アイヌ、科学、武装、自然、言語をめぐって一註三）からである。筆者としては、社会的底辺、国際的周辺、時間的辺境という三つのへ辺々に根拠をときつ、それらが形成する三角形を、楔としての三角錐へ変換するための幻想的な点ないし軸を想像・創造して生きたい。

註一一この作業のためには、あえていえば、

αーある声の誘いに応じて、長年にわたって手にしてきたヘ網／＼を捨てて、直ちに歩き出すことのできる魂の飢餓

βー今後、何一つへ日本／＼語では表現しないで生きようとする意識

γーへ天皇／＼あるいは自分を爆破しうる武器を作りうる技術
の總体を、イメージとして統一しつゝ、そのイメージに敵対しうる全ての思想、文明の様式と、暗黙のうちに断固として訣別し、同時に、それらの水準を内在的に追い越し、解体しうる実力を形成していなければならない。

註二一七四年三月に、十二才の少女と少年が、障害児収容施設である甲山学園から連続して行方不明になり、その後、二人が園内の地下浄化槽から死体として発見されたことを契機とする事件。容疑者は被告人とされた保母の冤罪を主張し、支援する人々の善意は疑わぬが、この人々は、死者や死刑の意味を、へ内ゲバ／＼事件や、連合赤軍事件や、いくつかの反日闘争（とりわけ、アイヌモシリのために実行された、北海道厅爆破事件）における場合と統一的に把握し、へ同じ／＼論理で支援しようとする時初めてへ甲山／＼事件の本質に触れうるであろう。

註三一この五項目は、ワープロ作業中に浮かんだもので、無数の項目からの断片に過ぎないが、共通していえることは、それぞれの項目が喚起するイメージが現在の人類史の具体性から発している度合を無化して把握しなおすべき、ということであろう。それぞれの項目への認識ベクトルを、概念の発生する初期条件と最終条件の包囲する座標系でとらえていく、といいかえてもよい。五項目に限らず、関連する概念は、あらためて独立の項目で論じていくが、それにしても、このような発想を導くへ反日／＼とは不思議な概念である。

参加ないし出頭することを関係性から要請されている場合に、あえて要請に応えずに別の時・空間に存在することによって、関係性への反批評ないし転倒を試みる行為。さまざまの思想史的な概念規定を詳しく調べてから述べるのではなく、また、調べてみるとからは前記の行為への発想は生じなかつたかも知れないと考へつつ述べるのであるが、多くの概念規定においては、非存在という言葉から消極的ないし否定的な意味づけをしているであろう。（註一）しかし、69年以降に非存在の方法が開示してきたのは、運動エネルギーに満ちた積極性であった。いくつかの例を上げると、

a—会議（教授会など）や授業への公開的な意志表示をともなう欠席

b—大学当局が設定する審査を打ち切らせない権を打ち込みつつ行なう欠席

c—警察当局の任意出頭要求の拒否や、逮捕状が出た後の潜伏（声明を媒介的に出す）

d—裁判所が召喚する公判への不出頭（分離された他の公判への出頭は持続）などが、まず想起される。特性として、社会的に上限の強制力をもつ関係性に対する、孤立した、しかし本質的には対等の比重をもつ対処の仕方であることが上げられるが、それと共に、前記の行為は期限つきのものではなく永続性を帯びていること、および、強いられる時・空間に匹敵するものの創出を目指していることを強調しておく。a、bは生産点における無期限ストや反処分闘争、c、dは、一般的な反権力性と重なる部分は勿論あるが、そこからはみだす跳躍度に注目すべきであろう。

情況的な推移によって次のような例も現われてくる。（註一二）

e—刑事案件による被拘束状態を逆用する他の事件（刑事、民事、人事院審理など）への非存在的な（ある意味で存在するよりも存在的な）参加

f—これまでの共闘者との未対象化のテーマ群を具体化する媒介としての会議や審理への非参加（対権力関係にとどまらない偏差、抑圧関係を開示する契機として）

g—仮装や由吊り（註一三）との関連における非存在闘争の試み

などが70年代に大きい成果を示し、現在まで方法的にも深化し続けている。

表現論に交差させて述べると、本来、非存在のイメージに最もふさわしいのは、中身の見えないへ／＼であり、あくまで、さらにあふれ出る各項目は、へ／＼闘争と呼ばれる、名付けがたい過程の特性でもある。非存在の概念に存在している現実性や運動性は、この概念を、人間の生きる全幻想性の領域を把握し、変革していくことのできる位相へ押し上げた世界史的必然から來てゐるであろう。ところで、ワープロの初心者である筆者が、いま一番面白く感じてゐるのは、空白の挿入や削除によって移動や結合を可能にする技術のさまざまな領域への応用であることも付け加えておく。

註一　図書館などで手当たり次第に読んだ限りでは、予測通りであった。西洋思想では非存在を非実在ないし無として把握する傾向が強く、東洋思想では逆に一種の有として把握しつつも静止状態に放置しているように感じられた。詳細は、直接討論で述べる。

註二　a～gに関連する具体例については、まず、五月三日の会通信24号27ページ以下の非存在論争論（序）を読み、その後で、時の櫻通信の各号に散在している非存在のテーマへの言及に注目していただければ幸いである。

註三　仮装、宙吊りについては、別の項目で扱う。この概念を、非存在と交差させて論じているものとして、1947年同志社大学で行なった発言記録（発言集に収録）等を参考。

仮装の概念の原初形態は、すでに66年までに発表された「六甲」とりわけ第五章に示されており、その後に出現してくる全共闘運動の先駆形態の一つといつてもよいが、それと共に、表現や存在のテーマを再把握し再構成していく方法的としての本質を内包しており、「生誕や應用に深くかかわっている」。

このことは、70年代に入る前後から、数人の詩人たちにも気付かれていた。中でも、「仮装は存在の函数である」という佐々木幹郎の戦後詩史論からの指摘と、これに対する「仮装概念と接している存在の違法性領域に注目せよ」という北川透の指摘は、それぞれ現在も重要な意味をもつていて。(批評集「篇の構成35」、38参照)

先に述べた全共闘運動において、仮装の概念を意識的に用いる例は、言語としては少なかつたが、身体的な位相においては、仮装組織論の本質が絶えず共有されている感触があった。言語としての應用については、70年12月24日の神戸地裁の法廷で配布されたビラへ仮装としての被告とはなにか(表現集・統等に掲載)をはじめとして、その後、裁判所あての仮装被告団の表現、法廷を含む場における仮装証言等として現在まで展開されてきている。(仮装証言については、73年1月、74年1月の同志社大学における発言が重要である。発言集に掲載)

仮装の概念は、その本質から應用しやすい面があり、仮装労働、仮装乗車、仮装郵便などの試みにおいて大きい成果を上げてきている。

しかし、「仮装のテーマというのは本来、存在の根柢を交換することは可能かという問い合わせもあり」(75年1月の同志社大学における発言。発言集に収録)、「仮装を実現しうる関係の実現は、奇跡に近い」(87年12月の京都府立勤労会館における発言。未収録)のであるということは、應用の際にねに想起されるべきであろう。これは、心構えとしてよりも、他者や対象の側から同じ水準の仮装の試みをなしうる回路をどのように作ろうとしているのか、その時の圧倒的な困難を、かかわりのある関係の総体にどのように開示し止揚していくのか、という原則的かつ情況的な問い合わせをして強調しておきたい。

なお、仮装を考える場合、ある状態が、あらかじめ存在し、それに仮装することも、しないことも選択が自由であるという把握の仕方から自由になっているべきであろう。むしろ、私たちは、常に何かから仮装としての偏差を強いられているのであり、強いる力に気付かない時、また気付いても力の範囲内に留まり、その状態を放置したり居直ったりする時に生じる自他への抑圧・・・これを明確にとらえ、転倒していく媒介としてこそ、仮装概念は普遍的な應用概念として成立しうる。

表現論として、さるにのべると、仮装を表現方法として用いる場合、表現主体の不確定化のために用いることから出発することが多いが、仮装の状態を他者に共有させ、自らもその状態を基本にして振舞うときに示唆される方向に注目してのべるならば、本来、不確定な主体に不確定な方法⁵・ジャンルを引き寄せる根拠の追求や、未踏の表現⁶・ジャンルへの跳躍の試みとして用いたり、評価したりすべきであろう。

前記の不確定化ないし不確定性は、表現主体においてのみならず、客体としての現実過程においても生成してきており、「ここには、ある世界史的な力が働いているであろうが、一つの仮説を提起すると、表現の主体と客体の不確定性の相乗積は一定の範囲内にあり、この一定程度が情況の枠ではないか。それ故に、枠の内部における「事実」は一つでもなければ固定されたものでもなく、いわば仮装の本質を關係性の変移・変換として実現させる度合いに応じて「事実」も無限に変移・変換するのではないか。この仮説を、委託や非存在や宙吊りやフィクション（それぞれの項目参照）との関連において、より具体的に展開していきたい。仮装論としての武装論の展開も。

また、前記の仮説は、対象として人間を前提としているが、次のように前提からはみ出す場合がある。

「文字や発語の区分を固定化せず、これらを仮装するへ条件」と呼吸感覚を発見へ再構成しつつ、前史的拘束性からの飛翔を図りたい。」（「発言集のへへ化について」）この場合の仮装性を規定していくへ枠へ相当するものは、前記の仮説における枠を、いわば主体・客体を結ぶ軸に関して回転するときに得られるのではない、という仮説の仮説も付記しておく。

註一権力的な仮装概念の使用例。

- (1) 暴力行為等处罚ニ關スル法律・第一条「團体モシクハ多衆ヲ仮装シテ威力ヲ示シ・・・タル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス」
- (2) 現場検証において、警察官が仮装被疑者として行為し、それを証拠写真として撮影することがある。批評集⁷第84年12月17日の事件の項目参照。
- (3) 「松下昇を含む仮装被告（四）」という文書の表現主体から、傍縁部分を削除せよという検察官の要求と、裁判官による削除、および異議申し立て棄却決定。

時の検通信第11号15~20ページ参照。

古田口弔り

この概念に関連するヴィジョンを列記してみる。

- a—法廷の証人席に立って質問を待つ瞬間
- b—裁判所から来た特別送達などを未開封のまま別の提起に応用する過程
- c—ある重要なテーマ群の変数が複数あるとき、一つの変数以外を定数として扱う方法
- d—死刑台から奈落へ落ちつたる人間を救う手段が見つからない絶望の状態
- e—非存在することによって、関係性を微妙に浮かび上がらせようとする時の他称
- f—情況と対等の意味を持たせうるテーマについての作業を、もう一人のへ自分へに委託しうるまでの横糸

これらのヴィジョンは、メモを準備したり、考えをまとめたりせずに、宙吊り状態の意識でワープロに打ってみたのであった。その後、批評集や発言集へ、▼版などの註／序文を読み返している時に、

「神戸大学闘争史」発行過程の宙吊り

原本の宙吊り性や、解雇をめぐる宙吊り状態

について、すでに触れていることに気付いた。これまで発表してきた全表現について読みかえしてみれば、もっと多彩な使用例がみつけられるであろう。そのために読みかえしていくのは楽しみであり、全概念について、そうしていきたいが、同時に、読みかえし、再発見するまで意識からはみ出していたへ宙吊り▽情況が、どこから発生し、どのような活動で私たちを漫しているのかを見極めたい。それを媒介して初めて、前記ヨリをバネとする未踏領域への応用も可能になっていくであろう。

合全共闘運動

この概念についてのべられた全ての言説を一たん全否定して、長い時間を異質な生活過程で送ってきた人が、何かの機会に、もう一度、思い浮かべる様々の規定のうち、最後に残るかも知れないのは、

「自分にとっての必然的な課題と、情況にとっての必然的な課題を対等の条件で共闘させること」という規定である、と一たん仮定してみる。(69・5・29 文京公会堂における集会でも語っていることを、発言集を再読して気付いたが、この規定の形成過程には、パリケード内の希望に似た絶望、あるいは絶望に似た希望が深く関与していたことを付記しておく。)

一方、世代的に何の予備知識も持たない人が、何かの機会に、前記の規定を知らないまま、△同じ△言葉を呟いていることもありうる。

双方の人に共通する△何かの機会△を今すぐに、どのように作りだすか・・・について前記の規定と全く異質に表現しうる△せざるをえない△人△(そうなのだ、もはや人でないかも知れない)こそが、△全共闘運動△を把握しつつ生きていくのではないか。

註――この概念についてのべられた全ての言説の中で、方法的な否定によっては否定できないもの、してはならないと感じさせるものを、いくつか上げる。

――「狙撃兵 別冊資料一『全共闘運動』論」(71年1月)現在、無期判決を受けて獄中にいる黒川芳正が、原口健吾のベンヌームで、都立大学闘争の体験等を媒介して書いたもの。特に、23ページ以下の「永続的授業拒否宣言」が、ノン・セクトおよび政治党派のそれぞれの限界を突破する存在的組織論へ展開されていく論理は、その後の実践活動と共に注目に値する。

――「全共闘 グラフィティ」(84年3月高沢暉史・文と編 新泉社)この本を媒介してというよりは、この本の収録している写真の向こうにある情況的な熱氣の中で、様々な論議を検証しようとする態度が、全共闘を論じる際に不可欠であろう。なお、前記の本には私についての記述も写真も存在しない。これは、ある意味で名誉などであると考えている。

――「大学闘争・・・に関する批評・資料集」(～1988・9～10)序=断片的ヴィジョンと題する最初の記述から、69年の9月といふ、パリケード解除後の授業再開強行が全国的におこなわれ、かつ全国全共闘結成集会(東京)が党派連合による全共闘概念の解体を逆説的に開示した時期に生まれた△が、新聞さえ講読できない生活の中で、必然的な契機によって、69年以後の情況の資料的な再検討を、唯一の手掛りとしての図書館の新聞を調査△コピーしながら開始した熱気が感じられる。作成主体は、仮義被告(団)。問い合わせ先の一つは、概念集作成△刊行主体。

大学闘争

この概念を見掛けの狭さから、どれだけ広いテーマ領域へ解き放つことができるか、に
よって、この概念を論じる人の情況論や表現論の水準は明らかになるだろう。具体的な大
学闘争が殆ど存在しないようにみえる現在こそ、そういうてよい。前記の水準への指標
として、次の規定を掲げておく。

「大学（闘争）は、階級闘争が最も幻想的に展開される空間（における闘争）である。」
(69・12・14都立大学解放学校における発言——表現集に収録)

「ある事件とされるものの現実過程と、それに交差する幻想過程の比重が、ほぼ拮抗し、
あるいは後者が前者をのみこみつける世界（史）的な段階、それがいわば大学闘争なる
ものを生み出した情況の本質ではないか。」(75・11・20同志社大学EVEにおける
発言——発言集に収録)

文書として発表したものでは、

「1981・7・29付けの神戸地裁あて「最終意見陳述書」（表現集・続篇に収録）

の全文を読んでいただきたいが、とりわけ、7・大学闘争とは何か、の項が重要である。

「大学闘争は、たんに、虚偽にみちた大学の機構や当局者たちだけを批判してきたのでは
ない。もとより大で、無意識のうちに私たち全てをつまこんでいる矛盾の総体と格闘し
てきたのである。これまでのあらゆる革命運動が見落としてきた領域を、今まで人類史
が累積してきた諸幻想領域との関連で把握し止揚の道を切り開くこと。大学闘争の個々の
参加者、政治党派の思い込みとは別の位相でこの方向性は存在し続けている。(· · ·)

根本的なところでの勝者があるとすれば、それは、この闘争（裁判をふくむ）において
だれが最もよく、時間、空間、関係性を包括し、その方法を世界に開示しているかとい
う基準で測らねばならないであろう。この点においては、私たち、仮装被告団こそが勝利
してきたといえる。しかしこれは、たんに誇っていつのではなく、やり残した課題について
て自己批判的に、また、未来における共闘者への、ある意味なきつとしていうのであ
る。（註一原表現のうの部分には「この表現をうけとった人が任意に記入してください」
というエンビツの書き込みがある。）」

時の楔通信 第八九号からも、次の二ヵ所を引用しておく。

「（一）公判過程とは、大学闘争の提起したテーマ群の対象化に要する時間性が、人間
の生涯より長いこと、また、対象化を要する空間性が眼前の社会全体を占拠し、かつはみ
出していることを否認なしに前提とせざるを得ない過程なのである。」(33ページ)

「（二）年の深淵と仮装性の本質をかいまたものは、法的に被告であろうとなから
うと、出会ったテーマが、おそらく言語の発生から現在までの全時間の関係性に対応して
いることを直感している。」(335ページ)

「」のように概念規定したこと、せざるをえなかつたことがへ私／＼の不幸かも知れない。

パターン・ランゲージ

この概念を知ったのは、同時代建築研究会の企画である「ワード・マップ 現代建築」

の項目案のうち、内容は判らないながらも引力を感じたもの一つとしてであった。そして、この概念を表題とする本（カリフォルニア大学バークレー校の建築科教授、クリストファー・アレクサンダー）の翻訳（平田輪那）を概読して、次の点に興味をもった。

1977年に前記の本を刊行するまでの8年間（つまり1969年以来）、アレクサンダーは、ある水準のコミュニティ内の全員が参加して町や住宅を作る場合に必要な原型＝パターンを253項目にまとめ、それらの各項目の関連を、言語における文法のように位置づけようとしている。（ただし、品詞（セントラルス水準の対比ではなく、基本文型における文節や修飾句の相互関係の水準の比喩として把握した方がよい。）

最初に、コミュニティの総体を規定する項目群、次に、町の交通、道路の骨格についての項目群、その後に、住宅設計、住宅相互、住宅内、部屋、様々な生活感性に対応する空間的ゆらめき・・・に関する項目群と要約しうる流れがあり、大きい規模のパターン群から小さい規模のパターン群へ向かう。このランゲージを使いたい人は、それぞれのパターン群から自分に役立ちそうなものを選んで自分の計画のために用いることができる、とされている。私なら、どんな項目を選ぶか、チェックしてみよう。

1・自立地域、8・モザイク状のサブカルチャー、25・水への接近、28・中心をはずれた核（活動の接尾）、43・市場のような大学、98・段階的な動線領域、111・見えがくれの庭、151・小さな集会室、204・開かずの間、247・隙間だらけの舗道といったところに印がついた。

もちろん、具体的な建築技術に関連するパターン群をいくつもバスしてチェックしているから、コミュニティを支える建築のイメージには違いが、ある感じは伝わるだろうか。

アレグザンダーの他の著書や設計を全く知らずにいうのであるが、かれのパターン・ランゲージには、60年代末のアメリカにおける大学闘争の反映があるようと思う。のでも、前記の項目をチェックした後で、私は、69年の日本のバリケード的光景にどこかで隣接する項目を無意識的に選んでいることに気付いたからである。かれも前記43の解説で、思想のマーケット化や空間的分散化、だれでも講座をもつたり授業を受けたりできるイメージを述べている。204を置く感性も、逆封鎖空間と聞わりのある私に親しい。しかし、パターン・ランゲージ論の限界ないし未解決の領域の気配を私にどこかで感じさせるのは、かれがパターンやランゲージが不可能と化する場の「絶望」をくぐっていなことから來るのではないか。かれが現在の建築技術を一たん根底から疑い、大学で職を持たずに、もう一度パターンのランゲージを構成しうる時に発見する方法と、最初の方法の共通部分が残るとすれば、その共通の核こそが、大学闘争以後のコミュニティを、闘争の世界史性の流れに沿って物質的に変えていくのに役立つであろう。

簡単な辞書をひくと「他人に頼んで、自分の代りをしてもらうこと」というような説明があり、用法として「委託販売」とか「委託加工」などが上げられている。

この概念が、ある深さと不可解さを帯びて発語されたのは、一九七一年一月三〇日にへゝ大学の学生自治組織の執行委員会がおこなった学生会費のへ松下昇々への委託であろう。この委託に関する深さと不可解さは、もし、この経過で実態が権力に明らかにされるならば、刑事件として弾圧される結果を招きかねないという不安から公然と論議されないことによって一層加速された。しかし、本当は、対権力への配慮よりも、委託の根拠や応用についての前例のなさと、対処の仕方で自らの位置が全て問われるテーマのあり方が相乗されて、論議しないままの真空状態が形成されたのである。

学生自治会や労働組合の共同使用すべき金を個人的に、あるいは政治党派の資金として流用する例は多いし、前記の場合も、重複するところがあるのは否定できない。しかし、前例のなさとして注目すべきは、

一一単なる金の委託ではなく、授業料・課外活動費へ教育とは何か？／研究費の還元過程の学外者への委託である。

二一大学当局が学生から金を代理徴収する制度の廃絶／自主管理の試みである。

三一学生自治組織としての活動停止／へ服装被告・被処分者／団としての表現である。という諸点である。そして、これらの諸点を公然と論議の対象にしていく方針も《宣言》されていた。（批評集／篇・続、および発言集・続を参照されたい。）

散発的な異和は学内外に見え隠れしていたが、告訴には到らなかった。権力も爆弾使用や犯人隠密の委託ならば強制捜査をおこなつたであるうが（実際に後者の場合にはそうしたが）、このテーマに関しては放置してきていた。しかし、本当に委託の原初性が生かされているかどうかは、権力の介入の有無にかかわりなく検証されるべきであり、その準備は委託プランが具体化した時から開始されていた。ただし、たんなる検証ではなく、さまざまな関連テーマの総括／応用と共に展開しようとしてきたために、積極的な開示が遅れてきた責任はへ松下昇々にある。

このような視点から、へゝ闘争過程で用いられてきた委託という語法の検証をもおこなっていきたい。発想の原初性からいえば、委託するとか、されるという場合には、双方の存在様式の変換を同時に起こすことの自發的な相互確認、それを維持／發展させる回路の共同創出が前提とされ、しかもへ大学闘争／に關わる全てのへバリケード／内参加者の検証を受ける準備を不可欠とする。これに反する用法は頗りの要素を持つといえる。

とはいえ、この条件がないままに実行されているもので、少なくとも次の三つは、条件を未来からワープ的に委託されうるといつておきたい。へゝ裁判過程（特にA430研究室公判）における仮装証言の委託と、時の楔通信の作成・刊行の委託と、へ

△ ▽ 焼き

72年の始めから、神戸大学教養部の△▽広場に面する教室のガス・ストーブや机、椅子（絶えずバリケード構築時の材料になってきた）を用いて店舗を仮設し、タコ焼き風の食品等を、主人・客の区別なしに調理し貢献しつつ自主講座的な談論を風発させてきた行為。批評集α篇の公文書、β篇のマスコミ記事参照。

前記の文書からはみ出すテーマないしヴィジョンを列記してみる。

一 69年からの持続としてのバリケード、祭、解体した大学と構成員を調理する美習。

70年処分△71年立ち入り禁止通告の実質的粉碎。

現場に引き寄せられる消防署員、保健所員、機動隊員（さらに検察官、裁判官）の自主講座構成員化。対応して、△▽焼き現場性の飛翔△巡礼。

二 社会△生活の全領域へ拡大△拡散している大学闘争の課題を、とりわけ仮装△労働を媒介して闘争の原初性回路から追求する試み。

委託されている金やテーマを、より巨大な交換価値△使用価値へ変える共同実験。

三 表現論的な意味としては…

60年代の中間期は、その後ふりかえると、中身のない△▽のような感触を与える季節でもあり、この季節に△▽を用いた、というよりも△▽としての、△▽である他ない表現が出現した。これを、単なる記号とみなす度合だけ、みなし方が肯定的であろうと否定的であろうと、△▽の可能性に敵対し、頬廻させてきたが、その責任も、敵対や頬廻と戦う責任も私にあることは、最初から自覚していた。その責任の範囲をできる限り広く深く設定するためにも△▽焼きを意図してきたのだ。ただし、この責任のとり方は、極めて楽しいものであることも付け加えておきたい。

70年代の中間期に、△▽の出現に深く関わった人と十年ぶりに再会したことがあつたが、その人は、十年前には予測できなかつた動詞群と△▽が結合しているのが驚きであり、十年後には更に別の品詞群ないし、いま予測できないものとも結合△交換しているであろうことが楽しみであると語ってくれた。この期待に殆ど応えてきていないとはいへ、この批評が最大の激励であり鎮魂であることに変わりはない。

註一 前記の△特に△の△▽は、逆向き△交差△集合論的な括弧ないし、それに関連する記号として意識されるもの総体について語っている。もし読者のだれかが（勿論、まづ私こそが）、松下昇の全表現に關して、この概念算を△▽として把握する視点から再検討してみるとならば、その作業の軌跡は、全く思いかけない表現論をもたらすであろうし、もたらす時・空の関係性の根底的な交換をも、もたらすであろう。

ストライキ

自分では記憶がないのに、ある概念についてすでに語っていることに気が付いた。六九年三月に、ある書評紙の編集部が神戸大学のバリケード内の研究室にいる私に電話をかけてきたことがあり、それが電話インタビュー記事として掲載されていたのを、発言集の続篇を構成する作業の過程で思い出して再読したのであるが、そこで私は、ストライキについて、厳密には、ストライキという概念について語っているではないか、まるで概念集の作業中のように・・・

私は、要旨として次のように語っている。今までのストライキは、ある要求を出しておこなう、期限つきの戦術であったが、現段階からは、ストライキの概念を深化させて、自己の存在形態を分裂させる機構に対する永続的なストライキが必要であると考えており、自分は、自己と大学当局のへ隙間／から全階級的な闘争形態が見えるという意味での新しい階級闘争としての現在の情況の中で、このストライキを、六甲空間における表現の試みと関連させつつ持続していく、と。

六九年二月二日付のマジック・インキで書かれ、掲示されたへ情況への発言／の文面から、労働放棄と解釈しうる箇所のみを取り上げて、大学が処分理由としてくるのは自明であるにもかかわらず、私は大学（および、それを支える人々）が解釈しない／解釈を拒否する箇所を支える時間の質＝無限性に賭けたのであり、それこそが、いかなる困難を払つても追求に値する、はるかな未知への名付けがたい過程の特性を示すのではないかと直感した。

とはいって、汝のみが、一定の特権的な位置エネルギーを利用してやりえた思いつきを情性で続けていたにすぎない、という声は私に対してありうる。この声には黙つて耳を傾けたいが、その時の私の内的な声を、あえて記せば次のようになる。

それぞれの人なしし存在様式が特権ないし特性なのであり、私のそれを「不當」とすると判断するのであれば、いつでも交換する。問題は、それぞれの位置エネルギーを測定し応用する基軸をどこに置くかということ、最初の位置から世界を一周して元の位置へラセン状にもどつてくるまでに人間や社会の存在様式の変換方法をどのように開示しうるか、ではないのか。これについての報告が、この二〇年の私の軌跡でもあるのだが・・・

もう一つ、乞食ではないが（いや、本래的に乞食性は世界を一周＝巡礼するためには不可欠である。）、永続的なストライキには、やり始めると止められない率しさがあり、それは例えば、祭を、規制された期間を越えてやってしまう感覺に似ている。勿論、やり続ける義務などないし、あれば、それに對してストライキをすればいい。私の場合は、一番ラクな率しいことをやっているうちにストライキを今も続けていともいえるにすぎない。

へすぎない／ことの原罪性の追求を忘れないこと、その追求を黙つて支えてきてくれた人々の重さを忘れないこと、それが私の決してストライキしえない労働であろう。

文学子

この概念について記すのは気がすまないな、と思いながらも、やはり何かを記しておこうとする項目の一つに、文学がある。正確には、文学に関連する、ある偏差であるが。六〇年代の前半に神戸大学へ語学教師としてやってきた時、私は、語学への能力も関心も殆どないことを、掛け値なしに自覚していた。なかば夢遊状態で生きていくためには、いくらかの義務的な煩わしさに耐えれば、丁度ふさわしい職業と思えた。文学への能力や関心はどうかといえば、遠い異性を意識しつつも、多分ずっと無関係に過ごすだろう、と予感する時の恥じらいと断念に似た目の伏せ方があった。

同僚の教師たちの中で、文学をぶりかざす人には、どうしても異和が湧き、つきあわなかった。たった一人だけ、菅谷規矩雄を例外として。しかし、かれと文学論をした記憶もあまりない。六〇年安保闘争の禍の中で、それぞれ一瞬、何かを見た後、異境で何かへの視線の根拠を黙って温めている、という共通感覚で十分であった。

私に対して、もっと文学に関心を持つて忠告した教師たちは、その後、大学闘争の開始と共に、闘争を抑圧する役を積極的に演じていく。たった一人だけ、菅谷規矩雄を例外として。かれは、悪質な文学派の教師たちに対し、私が行かない酒場などで孤立無援の論争を二年余りおこなってから名古屋大学へ去り、そこでも多分おなじ経緯の後六九年秋に都立大学へ移り、一時間も授業しないまま七二年に懲戒免職処分された。

個人的には、かれに聞くては良い記憶しかない。それどころか、六〇年以後、本当に私の苦闘を理解し、共闘しようとしたかれの、文学を拠点とする姿勢に応える姿勢を、私は未だに形成していないし、この負債の質は、これからも持続するだろう。」のことを踏まえて、なお次のように呴いておくことが、私がかれと共に六〇年以来みつめてきた何かのために不可欠であると考える。

かれの闘争表現、特に一九六九年一一月一日の授業再開拒否宣言を読んで最も目につけたのは、文学という言葉が何回も出でることである。この言葉なしに表現できないものか、という疑問ないし異和が私に潜んでいた。そして、かれの方でも、私がへ＼を用いないで表現することを願ってきたであろう。この相互感覚のズレの対象化をどちらもなしえないが、対象化が恒常的な表現論としても今こそ必要だ、とあなたは思わないか。

「闘争に闘争し加担する限りにおいて、自分の文学あるいは詩をへ無言＼の領域の奥深くに封じ込めざるをえないであろう、と考えた。」七〇年代に入つてから六年振り返って記されたかれの文章を読んだ時、私は痛々しくて目をそらざるをえなかつた。（本はパンに変換したので、正確な題名等は不明。読者の御教示を乞う。）私にとっては、既成の大学を許容する文明の様式に封じ込められた文学あるいは詩の原ヴィジョンを、その無言から解放せざるをえない情況こそが、大学闘争と呼ばれるものの別名の一つであることは自明であった。これは一〇年近くを経て辛うじて言葉に変換するのであるが…

大学における研究分野は、人文科学・社会科学・自然科学の三つの系列に統括的に区分されており、研究者は従つて、必ず何かの分野の科学者である。これだけでも科学ないし科学者は批判的に把握すべき概念である、と断定するのは反対ないし非科学的であろうか。

東大全共闘代表とみなされ、自らもあえて否定しなかった山本義隆の「重力と力学的世界」（現代数学社 1981年）は、副題が「古典としての古典力学」であり、大学の外で研究者であろうとするかの、科学（史）論としての大学闇争総括としても読むことができる。過ぎ去った形容詞でない古典としての過程に生命を注ぐ人がここにも存在する。

天体運動の円秩序と等速性はヨーロッパ古代以来うたがわれることがなかったが、ケプラーの橢円軌道と非等速性（面積定理に対応する速度の変換）の証明は、その後の世界觀や自然觀に決定的な影響を与え、ケプラーの重力概念はニュートンにより厳密な数学的原理へまとめられていくが、前者が魂や靈の概念との関連において重力をとらえるのに対しで後者は神學原理の中でとらえる点において前者と同様に中世の余波を受けているとはいえない。現象から帰納して説明するのが対照的である。また、現在からみると意外であるがガリレイは天体間に働く重力を否定し、天体の円運動をあらためて主張している。これが近代への過渡期における人間の側から自然を読みこもうとした際の不可避的な認識例であることを、著者は説得的に述べている。また、重力がニュートンとその後のフランス啓蒙主義では全く異なる関係性の中でとらえられ、後者が科学の機能を近代的認識や技術との対応において重力を閑数概念として抽象化する度合で普遍性を獲得し、現代もその流れの中にあることが多いの資料や考察をふまえて示されている。

科学理論の完成は各時代のへあいまいともみえる多くの設問を捨棄することによってなしごられるものなのかな、という著者の悲哀を帯びた後記の呟きは、共同利用研究所と称される東大物性研究所が著者に対してなぜか図書の閲覧を拒否したことの指摘と共に印象的である。私たちは、著者の批判的視点を、全共闘運動の提起した問題を圧殺して正常化をはかった大学および、大学に象徴される学問体系・社会構造を、歴史的な原初性から転倒する実践的視点へ応用しうるであろう。

この項目を考えている間ひびいていたヘルダーリンの詩「ケプラー」がある。1789年に、同じチュービンゲン神学校で二百年前に学んだ先駆者に対して書かれた詩の中から星々の間を歩く二人の足音が聞こえてくるようである。私たちは、この詩の二百年後、多くの先駆者の足音に近づく努力を忘れ、かれらが不可避的にかかえこんだ設問があることに気付かず、成果を技術的に利用しているだけではないのか。私なりにいいかえれば、ケプラーの設問の一つは重力の本質をマルクスが「ドイツ・イデオロギー」の序文で用了た方法と逆に、既成の社会や自然以外に求める志向であり、ヘルダーリンの設問の一つは幻想の異常が訪れる時の力学的世界性であった。いすれも科学の未解決の問題に属する。

「不可能性」

一九七〇年一月三日付のピラヘナにものかへのあいさつ（表現集などに転載）には、これから持続的にとりくむ三つのテーマの最初に、不可能性表現と記している。この瞬間にどのような感覚で不可能と表現したのかについて、不可能な感覚と競合するように表現してみると…

へこれまでのジャンル区分（狭い意味の表現形式のみならず、発想・存在様式を含む）から、意図するしないにかかわらず、はみだしていくだろうが、闘争というよりへ／＼過程から見えかくれする何かを追求して生きて行く限り、そうである他ない。この意味を既成のどのような概念で置き換えるのも評価するのも不可能であり、拒否する。＼

このような感覚の背後には、機動隊の警備下で授業や教授会が強行されつつあり、私に対する处分／＼起訴の動きが切迫している情況は勿論あったのだが、不可能（性）の概念について、より本質的にいえば、

(1) 闘争開始後に現れたのではなく、むしろ、六〇年代の、情熱空間（論）にも関連する深い眠りの季節に、すでに方法的に予知していた。へ六甲／＼へ包囲／＼とへ情況への発言／＼の非連續的な連續性に注目していただきたい。

(2) 六〇年代と七〇年代の境界線をバリケードが飾る段階で、他者とりわけバリケードに敵対する他者への視線／提起に不可能（性）がこめられていく。すなわち、バリケードによる問題提起が受け止められないまま解除されている以上、かつて可視的にあり、今もへ＼としてあるバリケード内には解除に加担した者は入れないし、かれらがおこなう全ての行為は不可能である、という思いが言葉以前に存在した。

(3) 私は、今も、今こそ、へ＼としてあるバリケードの中にいるものたち総体の討論を経るならば必ず否定されるような行為（大学の業務のみならず、それを支え利用する社会構造においてなされる全ての行為を対象とする。かつてのバリケードでもそうであた。）を否定し、不可能であると主張する。

ここで次のような疑問が出てくるかも知れない。仮装的に要約すれば、(1) 否定したり不可能であると主張しても、現にここにあるではないか、主張を具体化できないならナンセンス。(2) 判断基準をバリケードに固定するのは不十分であり、より重要な活動の場は多いのだから、そこへ判断基準を移動／深化させるべきである。(3) 可能とか不可能を判断する基準は何か、また、その判断をしえない存在をどうするか。

総体への応答の序としてのべると、バリケードでもあるへ＼を媒介して、意識／言語発生以来の全ての概念が、空間として永続性と世界性を帯びうる場で、参加者が直接／対等／公開の位相で問い合わせ始めたのであるから、この問い合わせの及ばない場や関係はないし、この問い合わせを拒否する場や関係は必ず、可能／不可能について判断／意志表示しえない存在を抑圧している。そのような場や関係の解体の時を、あなたと共に引き寄せよう。

Let it be

六〇年代から現在まで書いているビートルズの曲の一つであるが、*here's a 动詞を媒介するへ* *斗争の動詞概念へ迫ろうとする時に、より強く聞こえてくる。*

ある作業を、できれば一緒にやっていただきたい。自分の関心のある任意の行為や、その持続が何らかの評価を受ける場合、どのような動詞として規定されているかを調べてみることである。私は、自分に対する処分理由や起訴理由などについてやってみる。

処分理由：「成績表を提出せず、試験の実施を拒否し、〇点をつけ、開講せず、教授会に出席せず、はり紙をなし、ピラを作成し、立ち入り禁止の学舎内に残在して退去せず、教室を占拠して無断使用し、明け渡しの通告を無視して不法占拠を持続し、教壇を占拠し退去説得にも応ぜず、授業実施を中止するのやむなきに至らしめ（1）、教室の入口付近に座りこんで実験の授業を中止するのやむなきに至らしめ、バリケードを築いて学舎の一部を封鎖し、授業の多くを中止するのやむなきに至らしめ、試験開始前に侵入して試験を中止するのやむなきに至らしめ、受験生の前で受験拒否を使嗾する文書を板書し、教授会の会場に入りこみ中止するのやむなきに至らしめ（2）、通路に座りこんで教授会開催を困難ならしめ（3）、壁にしばしばマジック・インキで落書きをし、教室の黒板の全面に白ペンキで落書きを大書して授業に支障を与える（4）、汚損箇所の修復後も落書きを止めず…（まとめとして）職務を放棄し、決定ないし命令に違背し、機能を妨げ、国有財産を損傷した。これらの行為は、*国家公務員法*の規定に違反する。」

起訴理由…について同じように要約しはじめて明らかになるのは、まず同じ行為（前記1～4）についての記述が詳細になり、動詞が権力的になっていくことである。（1）について示すと「教官席を占拠し、退去要求を無視し、討論をよびかけ、室内を混乱に陥し、授業を断念するのやむなきに至らしめ、もって多衆の威力を示して業務を妨害し」となり、文章全体では数倍になる。次に、処分理由一二項目のうち、四項目のみが起訴されているのは、处分段階の政治的かつ重点的な告訴などの影響があるため、四項目以外も場合によつては起訴理由とされうるが、その場合にも起訴理由にしえないと領域がある。（例えば、職務内容に関連するものや、一般的に了解しうる表現作成・配布行為など）さらに起訴理由の審理は身体を拘束しておこなわれるが、処分理由の審理は非拘束であり審理の放棄も認められる（むしろ歓迎される）ことを考えると、あらゆる点でハードとソフトの対比を示すように見えるが、決してそつとは限らない。そもそも四項目の起訴理由の三倍の一・二項目も処分理由を存在させうる根柢に基いて対比しないと無意味である。

起訴理由よりも処分理由の方が広いということは、前者が一瞬の身体的行為ないし効果に力点をしぼりつつ（そのためには動詞の記述が詳細かつ権力的になる）刑法と交差させて判断するのに対して、後者は職務を含む生活過程における持続的行為ないし効果が共同体の幻想性の水準を越かず度合に応じて判断するところからきている。また、私の場合に典型的であるが、起訴理由は処分理由を必要とする処分者によって告訴・供述がなされることにより初めて具体化している。審理条件のへゆるやかさと見えるものも、私の行為として切り取った動詞の根拠の審理を拒否して、一方的な判断を社会的・生活水準で固定化する作用をもつ。

では、私の行為のへ動詞の根拠は何か。極限においてへbeyであるといっておく。六〇年代に出現した全ての問いを、その極限まで展開しうる状態の中に存在せしめよ、という声ないし歌の中に私は存在してきた。パリケードの内外で流れたメロディーのうち、歌詞と殆ど関係なしに、しかし、にもかかわらず最も心を打つのがLet it beであるとすれば、ビートルズも、どこかで、大学鬭争とよばれる世界史的波動を共有しているのだろう。

へbeyは、どこからきて、どこへ行くのか。また、全てのへ動詞との関連においてどのように位置し、動いているか…この問いの中にも私は存在してきているので、かいま見える断片を書きとめておこう。

あらゆる問題が押し寄せてくる位置に、どこかでへ死者たちの視線を内在させようとしつつ存在し続ける時、法を含む何かの調和線を越えてしまうがそれでいい、それしかないと何かが肯定する状態がへbeyではないか。（幼児や老人や病者でさえも、不退去のへ罪に交差しうることの意味は大きい。かれらは最もへ死者に近く、それゆえ最も生きている。私の处分へ起訴理由の開始点も不退去であった。）

国家や社会がへ罪とする行為のリストの中で自分にあてはまるものを（公開されていようといまいと）確認し、その範囲のリスト総体からの偏差を測定するならば、その偏差度は自分の表現の根拠の偏差度に正確に対応しているであろう。この対応への耐えがたさが革命概念の解体の後にも持続すべきへ革命の根拠ではないか。

国家や社会が今のところへ罪としていないがへ死者（人間とは限らない）たちの視線からはへ罪であるかも知れない行為を自分がなしつつあると感じ、それらのリストが前記のリスト総体から偏差している時の旋律に一瞬でも立ち止まり、音符を記して偏差の隙間に存在させようとすることが、私たちの辿り着く表現の根拠ではないか。

単位

卒業資格を構成する各科目の内容を学生が習得したと学期末に教師から認定された時に与えられる概念を意味するが、六九学年段階においては、より切迫して大学構成員に意識され、機動隊の物理力と共に、あるいは、それ以上にバリケードを解除する要因である」とが示された。これに対する反撃の試みを列挙すると…

(1) 学生個々人の授業拒否（対応する自主講座などの展開）

(2) 教師個々人の授業拒否（教授会出席拒否などの業務拒否の一環として）

(3) 数人の学生の集団（まれに教師を含む）の授業介入・阻止

が散発的に、しかし、闘争の原初性への注目を再現しつつおこなわれた。その後の経過は一言でいえば、一定の対峙・衝突をへての学外追放（処分・起訴）であるが、勿論さまざまの対数的なヴァリエーションを作りだし、それぞれのかかえるテーマは、むしろバリケードが可視的にある段階よりも深く広がってきたといえる。

単位制度が改革されねばならないのは当然だが大学全体の改革が先だとか、国家を解体してからでないと実現しないとか、大学闘争はバリケード攻防戦で終ったから他の拠点での闘争が必要だという見解は、ごく少數の例外を除いて、大学闘争を喻とする過程の深淵に氣付かず、闘争の意味を大学闘争以前に引き戻す力として作用した。

六九年以前においても、大学が能力差別を強化する社会的機能をもっていることは指摘されていたし、個々の授業のすすめ方、教材の選び方、単位認定の仕方などを、できる限り教師・学生の立場を対等に近づけつつおこなおうとする試みもあり、授業ボイコットやストも日常的に存在した。では、前記（1）（2）（3）の特性は何であるのか。

何かを見てしまったのだ。見てしまった個々の光景は、質問の圧殺や断念の強制や流血の弾圧や…というように異なるとしても、何気なく対処してきたつもりでいた単位をめぐる学生の執念や教師の社会的義務感の構造こそが圧殺や強制や弾圧の発生源であるという直感と、単位制度に累積する人類史的疎外の感受において共通しているであろう。この構造への異議の表明は無期限・無限の時間性を帯びざるをえなかっだし、単位制度にとどまらず、幻想性の抑圧構造全体へ異議を拡大する空間性を帯びざるをえなかつた。

学外へ追放する力に抗して、原初的な闘争現場において問題の現実的接点を獲得する試みも多彩になされている。学科内容についての討論においても他の授業の水準を越える成果を示しつつ…

(4) 単位に関連する討論を持続して一律評価を教師がおこなう。（全員×点を含む。）

私のおこなった全員×〇×点は、獄中の学生から最も高く評価された。）

(5) 教師による単位認定権の放棄ないし一律評価を宣言した後の自由な討論・学習

(6) 学内外の任意の人々を対等の参加者としての成績（相互）評価・記入・提出過程の委託なしし共有（刑事事件有罪確定者や障害者との共同作業を含む）

たった一人の学生が粘り強く教師との討論を持続しつつ、その討論過程自体を履修科目の内容に対応することを認めさせ、卒業に必要な全単位について実現した神戸大学のケースを殆ど唯一の例外として、前記の（4）（5）（6）の試み、特に単位を授業の参加者全員によって出していく（あるいは出さないでおく）試みは、教師を共闘者として、少なくとも黙認する者として確保しておかないと展開しえない場合が殆どであり、展開しえたとしても、学期（半年あるいは一年）の最終段階で、大学当局の不承認や、授業参加者の内部対立により流産することが多い。さらに（主として教師の）処分の理由として仮構されたり、人間関係が断絶したりすることも予期しておかねばならない。しかし、にもかかわらず、これらの試みの半年あるいは一年の間に渦まくテーマは、あえていえば、大学なし教育機関の発生から現在にいたる全過程のテーマを集約しうるのであり、このテーマに對決することは、六九年以後も可視的には残っているように見える大学に対して批判的な者（大学を離れて政治活動を持續している者）とどまらず、現在の知的体系に組み込まれている者（総体を含む）の情況認識を測定する重要な物差し（単位ー）である。

とはいき、私は、この物差しだけで全てを測定せよとか、このテーマに全力を注ぐべきである、といっているのではない。ある激動と見える過程の要因の見掛けのみすばらしさと実際の意味の巨大さが隔絶している例がここにもあり、このテーマに直接ふれないまま生きてきている人々を幻想的に拘束している構造と必ず関連しているという予測からも、生きにくさを感じている全ての人々からの、この物差しへの逆の評価と示唆を得たいのである。これは人間の言語や文明の総体に関わる提起でもある。

単位（制度）には関心がないとか、重要でないとかいう人は、例えば次のテーマに不可避免的に直面する時にも、そういえるだろうか。

生活手段として資格をとること、さらに、生活することを最優先する発想は、どこかで必ず、既成の体制を支え、新たなファシズムを準備している。

知識や技術に関する資格（特に國家認定の資格）を持つ者は、無償労働によって無資格者に奉仕しつつ、資格を認める機構＝國家を解体していくと試みる限りにおいてヘノアの箱船／に乗る資格を持つ。

半年あるいは一年の期間ごとに自らの発想／存在様式の根底的な交換を公表しない限りへ自死／したものとみなされてよい。

（その他の多彩なの方は、直接討論で開示する。）

このようなテーマに出会い、かつ、このようなテーマに他者や世界が不可避的に出会う回路を作ろうとしているのが、永続的／大学／闘争者の現在である。

ある行為が、本来は統一的になされているにもかかわらず、何重にも審理の対象となる場合に、それぞれの差異を運用したり、審理構造の分裂・部分性を追求することにより、審理の疎外形態を暴露しつつ、このよろんなへ裁き／＼をもたらす根源へ批判的に迫らうとする方法ないし戦略。（これは、へ事／＼のつく全概念との対比）交換可能性を示す。）

この概念が生成した時期は、一九七一年に、私に対する刑事公判、民事公判、人事院審理が相互に関連性をもって眼の前に現れた段階である。具体的な特性としてのべると、（1）懲戒免職処分の理由および過程と、起訴の理由および過程が重層しており、それだけでも、すでに相互の審理の関連は明らかであったが、

（2）さらに、大学＝国が、私たちを活動拠点の一つである研究室から排除するための訴を起こし、处分や訴の根拠を立証する位置に立ったことにより、各審理を実質的に統一しておこなわざるをえなくなり、

（3）最後に、これが重要であるが、刑事公判以外の審理では、私以外の任意の人が参加人や代理人として同等の訴訟行為をなしうる、という規定を最大限に應用して、審理を他の審理やテーマと統一して展開する回路を切り拓くことが可能になった。

前記の各特性は、問題の発生現場における活動や思案に絶えず繰り込まれる方向で意味を加重し、また、同じ闘争局面にある他の大学などにも應用され、テーマの深化や交流を伴って大きい成果を上げてきている。

ある審理過程が別の審理過程を卵のように生み出す例の一つを素描すると、

七〇年处分に関する七一年の六甲における人事院審理の（傍聴席で私の代理人がパンを食べたことを理由とする）永続的中断。

八〇年に、それまでの神戸地裁における刑事・民事審理の成果を應用しつつ、人事院に対する審理再開請求の行政訴訟の提起（東京地裁・民事に係属）

前記の公判で敗訴しそうになった人事院は、八一～八二年に審理を六甲で再開したが、テーマ群の巨大さに耐えきれず、本格的審理の前に判定（处分の承認）

八二年に、判定の取消と審理の持続を求める行政訴訟の提起（東京地裁・民事に係属）

この訴訟に集積している、それまでの審理の意味を審理しえない地裁判決に対する控訴審で、より高压的に審理なしの判決を強行しようとした東京高裁・民事法廷において、

八四年一二月一七日に生じた判決文を無化／＼散布する行為がなされ、刑事案件となり、その審理過程で、参加者の六九年以來の全テーマが、より根底的に対象化され始める…

この段階で、n事審理は、たんに権力が振幅する枠を批判的に一周する過程で枠自体を越える方向を獲得しているだけでなく、本来、人間の任意の行為が不可避的かつ極限的に展開される時、必ず現在の幻想性構造の各矛盾の先端に触れるのであり、各矛盾の先端の総体はへ＼過程の原初性から最もよく把握しうるへ事／＼を示している。

オーパーツ

オーパーツ (o o p a r t s) とは、out of place artifacts 「場違いな、予期しない地層から発見される、はるかな古代の加工物」を意味し、UFO (未確認飛行物体) 遭遇体験と共に、既成の学問と支配秩序からは、論議することがタブーとされたり、制約されたりしているが、それは不安・恐怖の裏返しであろう。

私自身は、記憶している限りでは、オーパーツを発見したり、UFOに遭遇したことはないけれども、それらを否定しないし、現代の文明を転倒していく要素の一つとして、積極的に評価する。この評価の仕方は、既成の学問と支配秩序が抱いている不安・恐怖に対応する面をもつだらうが、それ以上に、表現論的必然において確信しているのである。

互いに動いている二点の関係は、ガリレイ変換やローレンツ変換によって記述することが可能であり、特に後者は、光の速度と時間の積 $c t$ を基準として変換式を書き換えるとにより、時間と空間を対等・交換の関係で把握しうること、すなわち、任意の二つの事件に関して（1）同時に起きた事件か、（2）同じ場所に起きた事件として見る座標系をとりうることを示しており、かつ、多次元の時・空間の運動が三次元の時・空間をスライスする場合に、UFO現象やオーパーツの出現と認識されうる、という認識を導く。三→四次元の変換における考察は、より多次元への変換における考察に際して、より高次の認識の変換が生じうる可能性を、数学的類推によって暗示的に表現している。

前記（1）、（2）の可能性や、オーパーツやUFOの存在への疑惑は、基本的に、それらが因果律を無視して主張されている、とみなされるところからきているとして、三次元の古典的な因果律を超える領域においては、疑惑は成立しえない。そして、三次元（ないしモデル化された四次元）から高次の現象を扱う場合の限界的正確さが、不確定性ないし確率の理論として私たちの前にある過ぎないのかも知れない。

私たちが、まだ、既成の科学的な力と対等には方法化していない力ないし方向が確實に存在するのではないか。今は、夢の中での記憶とか、予知能力とか、テレパシーというような過渡的な言葉でしかとらえられない力を統一する場が…。それらの力が人間の幻想性の構造と、その揺れに深く関わっていることに注目しつつ、同時に、幻想性の構造や揺れに殆ど関わりなく出現してきている具体的なオーパーツの情報公開と研究が、天皇の墓の発掘と同様に既成の学問と支配秩序によって抑圧されていることにも注目したい。バリケードや監獄の中で、以上のべきだったことを前史的に構想していたことの意味は、敵たちが考えているよりも重いはずである。既成の学問と支配秩序の番人たちは、まだ、
△△開港過程における私たちの試みのへオーパーツ性に気付いていない。このことを示すエピソードを付記しておくと、バリケード内でおこなってきた自主講座を八〇年以後に同じ場所で再開した時、教職員の一人は、「火星へ行ってやれ！」と叫び、拘置所では時の楔通信が不許可であるのに反し、宇宙遺跡に関する本はフリー・パスであった。

表現過程 자체를 표현하는 행위。私の場合の原初性を振り返ると六九年のバリケード感覚からである。八月八日の朝から神戸大学の封鎖解除が機動隊の警備下で予想されたので、私が前夜からバリケードに存在して、明け方に、人間の気配はないが、ある切迫した何かの息づかいに満ちている構内を歩きまわり、生命体としての空間にへ最後の↙あいさつをした。壁や天井や床には、墨汁やペンキなどで、さまざまな闘争スローガンが記されていたはずであるが、殆ど記憶がない。むしろ、関心は、どこから機動隊が入って来るかということであった。逮捕は勿論ありうるとして、六ヶ月のバリケードで出現したテーマは不滅であるし、そのことを一人でも公然と破壊者に示し、物理的以上のバリケードの開始宣言をしようと考えていた。持続的に自主講座をおこなってきたB一〇九教室で、たたみ位の大きさの白い紙にマジック・インキでヘバリケード的表現↙と題する文章を数枚書き、黒板に一枚を糊ではり、ドアを出て、自分の足音だけが響く暗い広場を横断して、反対側にある掲示板（ここに六ヶ月前に、初めてのマジック表現であるへ情況への発言↙をはり出し、その後もずっと実質的に専用の掲示板として使用してきた。）に一枚をピンで留めてから、一箇所だけ灯のともっている最上階のA四三〇研究室にもどり、ドアの外側に最後の一枚をセロテープではった。窓から六甲山系に視線を投げると、宇宙遺跡でもある巨岩＝油コブシに暁の最初の光が届き始め、しばらくしてUFOならぬヘリコプターが何機も飛来し、バリケードの上を執拗に旋回して下の様子を窺い始めた。

実は、これ以後の記憶はない、というか、退去命令を聞いた記憶、聞きうる位置に存在したという記憶がないのである。法廷でも、そのようになべていて。反証もなされていない。記憶にあるのは、太陽が高くなった頃、ドアの外で紙を破る音がしたことである。出でみると、ヘバリケード的表現↙が引き裂いて捨てられていた。すぐに新しい、内容の異なる表現を作成してドアにはり、中で寝ころんでいる時に、また破る音がしたので出てみると、同じように捨てられている。人影はない。建物全体は解除作業の騒音で満ちているのだが…。このような経過が繰り返された後、遂に私はドアそのものにマジック・インキで表現を記したのである。これは物理的解除によっては解除され得ないバリケード総体へ記した表現であり、その後の、B一〇九前広場への巨大な白ペンキによるへ↙表現（これ以降、へ↙広場と呼ばれ、現在も痕跡を確認できる。）や、教室黒板への表現（そのうち「↙」の字形二個、という呼び方で起訴され、判決では「へ↙型六対」とやら正確に表現し直されているへへへへへへ↙↙↙↙↙↙）や、処分発表↙立ち入り禁止通告後の研究室再占拠闘争に出現し、起訴対象とされた「六甲空間は世界を包囲する」などの開始符であった。（ただし、法廷では私ではなく、へ私↙の表現とのべている。）これらの、権力的にはへ落書き↙と呼ばれる表現こそ、へ私↙が最も愛着を抱き、その接線方向へ、どこまでも固執する表現過程であり、概念集の試みも、その応用である。

天然

この概念集の他の項目における表現（軸＝原論としての構造）の、行間としての源泉＝背後域そのものが、声を発する時の、△文体▽といつてもよい。

「天然」という言葉によって私達は、直感的に、自然概念をこえる領域への潜在意識を揺さぶられつつも、その内在的根拠をうまくとりだせないでいることが多いのではないだろうか。

潜象物理～相似象学の立場からは、次のように記述されうる。

人間や自然の側から（の判断や視野で）思考するくせをすべて転倒するとき、みえてくる。
——「自然」や「宇宙」が根源的存在では無く、外界に天然（アマ）＝時間量や空間量に交換する根元的始元量・が在り、微分量として自然界の現象内に潜象（アマナ）として入り込んでいる。——生命現象は、すべて、刻々のアマとの対向発生。——

橋崎皇月は「天然に関する問答」（1970・6・14）において、

「天然は、自然理の支配する宇宙現象の範ちゅうには入らない。宇宙における現象背後の世界を自然界と云い、自然界は有限宇宙を恒に胎臓し、変遷的に生成して居る、無限の始元世界を指して云う。自然を支配する自然理は、天然理の干渉を受けて成り立つ理であり、天然は、天然理に従う客觀背後の潜態的潜象の範ちゅうに属して居ます。」と述べ、アマ始元量の生成還元エネルギーによる、科学物質文明を脱皮する天然文明を予見している。

ところで、天皇の医師団が、仮装と誰にでも訪れ得る自然死との振幅域における翻いに入つて、2か月以上が経過しつつある（1988・9・19吐血発表開始）。

自然やヨミへの祭司（→巫女）～収奪であるばかりか、天然（アマ）をこそ収奪して形成されてきた全へ天皇～制過程——へ天皇～制が無化され得る根拠を、私達は自らの自然～関係概念を、根こそぎ転倒し得る度合でしか、実現し得ないだろう。

内容や刊行過程についての質問へ提起、印刷が
よみにくい箇所や欠落ページの指摘などは左記
へ連絡下さい。

〒655-7 神戸市灘区赤松町一一 松下氣付

概念集刊行委員会

☎078・821・4984

刊行リスト（カンペ・一冊十円程度）申込は前記へどうぞ。

松下 昇（についての）批評集…計八冊

2篇、8篇と8続篇、1篇（第一～四分冊）と1続篇

松下 昇 表現集へ ▼版と続篇…計二冊

松下 昇 発言集へ ▼版と続編…計二冊

時の板通信第へ〇へ一五へ号および関連パンフ多數あり。